

高等司法研究科

I	教育水準	教育 26-2
II	質の向上度	教育 26-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、独立研究科として設置され、教員数、教員配置、学生定員充足状況が水準を満たすなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、教育内容、方法の改善に向けて系統的な体制を整備し、授業参観や授業アンケート、学外との連携等をおしてファカルティ・ディベロップメント（FD）を活性化するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、高等司法研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、高等司法研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、段階的カリキュラムが生まれ、実務系、隣接科目群がさまざまな観点で充実するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、学生の入学前学習に対応していると

もに、地域の要請にも対応するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、高等司法研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、高等司法研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、少人数教育、双方向授業、厳格な成績評価等の相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、コンタクトティーチャーの存在、学生カルテ等の優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、高等司法研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、高等司法研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、厳格な修了評価にもかかわらず一定のレベルで修了者を出すなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生アンケートによれば学生生活への満足度がおおむね良好であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、高等司法研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、高等司法研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、司法試験の実績が期待される水準にあるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、平成 18 年度修了者中 10 名が就職していること、大阪弁護士会修習担当者が肯定的な評価をしているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、高等司法研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、高等司法研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 6 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。